

令和 6 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

8 月定例会
(8 月 2 1 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 2 号〉

令和 6 年 8 月

彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

第 2 号 8 月 21 日（水）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	1
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
会議に欠席した説明員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名（12 番 村田定議員、13 番 黒澤茂樹議員）	3
会期の決定	3
副議長の選挙	3
議案第 5 号から議案 9 号まで（管理者提案説明）	4
議案第 5 号から議案 9 号まで（質疑ならびに一般質問）	5
17 番 瀧すみ江議員 質問	5
議案第 5 号 令和 5 年度（2023 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計 歳入歳出決算につき認定を求めることについて	5
金田紫雲苑場長 答弁	6
山本小八木中継基地場長 答弁	6
植田建設推進室長 答弁	7
5 番 角井英明議員 質問	9
ごみ処理方式の選定に係る調査検討業務のなかに「パターン 4 メタン 発酵＋焼却方式（ストーカ式）」が追加されたことについて	9
植田建設推進室長 答弁	9
8 番 今村恵美子議員 質問	12
議案第 5 号 令和 5 年度（2023 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計 歳入歳出決算について	12

高橋総務課長	答弁		13
金田紫雲苑場長	答弁		15
人口減少社会における公共施設のあり方について、および地球温暖化対策、 C O 2 削減の推進について			 17
植田建設推進室長	答弁		17
和田管理者	答弁		18
植田建設推進室長	答弁		19
議案第 5 号から議案第 9 号まで（討論）			 22
8 番 今村恵美子議員	反対討論（議案第 5 号）		22
議案第 5 号から議案第 9 号まで（採決）			 23
閉会			 24

付録

全員協議会（令和 6 年 8 月 21 日）		25
------------------------	-------	----

8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第 2 号）

令和 6 年 8 月 21 日（水）

議 事 日 程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 議案第 5 号から議案第 9 号まで上程
(管理者提案説明、質疑ならびに一般質問、討論、採決)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 議案第 5 号から議案第 9 号まで上程
(管理者提案説明、質疑ならびに一般質問、討論、採決)
 - 議案第 5 号 令和 5 年度(2023 年度)彦根愛知犬上広域行政組合
一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
 - 議案第 6 号 令和 6 年度(2024 年度)彦根愛知犬上広域行政組合
一般会計補正予算(第 1 号)
 - 議案第 7 号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任に
つき同意を求めることについて
 - 議案第 8 号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任に
つき同意を求めることについて
 - 議案第 9 号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任に
つき同意を求めることについて

会議に出席した議員（19 名）

- | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|------|---|---|-----|
| 1 番 | 木 | 村 | 誠 | 治 | 11 番 | 森 | 田 | 充 |
| 2 番 | 奥 | 野 | 嘉 | 己 | 12 番 | 村 | 田 | 定 |
| 3 番 | 菅 | 森 | 照 | 雄 | 13 番 | 黒 | 澤 | 茂 樹 |

4 番 西 澤 博 一
5 番 角 井 英 明
6 番 西 澤 伸 明
7 番 神細工 宗 宏
8 番 今 村 恵美子
9 番 和 田 一 繁
10番 堀 口 達 也

14番 中 野 正 剛
15番 長 崎 任 男
16番 小 川 隆 史
17番 瀧 すみ江
18番 竹 中 秀 夫
19番 林 利 幸

会議に欠席した議員（なし）

議場に出席した事務局職員

事務局 長 牛 澤 史 幸
事務局 次長 高 橋 大

事務局 副主幹 鈴 木 敦 子
書 記 荒 木 潤

会議に出席した説明員

管 理 者 和 田 裕 行
副 管 理 者 安 藤 博
副 管 理 者 有 村 国 知
副 管 理 者 伊 藤 定 勉
副 管 理 者 久 保 久 良
会 計 管 理 者 速 田 智 之
事 務 局 長 牛 澤 史 幸

総 務 課 長 高 橋 大
総務課長補佐 鈴 木 敦 子
紫雲苑 場 長 金 田 信 一
小八木中継基地 場 長 山 本 明 彦
建設推進室 長 植 田 亮 平
建設推進室主幹 宇 野 恵 士

会議に欠席した説明員

副 管 理 者 寺 本 純 二

午後 2 時 00 分開会

○議長（林利幸） それでは、ただいまから令和 6 年 8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 19 名で会議開会定足数に達しております。

よって、令和 6 年 8 月定例会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議席の指定

○議長（林利幸） 日程第 1、新たに就任いただきました議員の議席の指定を行います。

議席は、ただいまご着席の議席といたします。3 番菅森照雄議員、7 番神細工宗宏議員。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（林利幸） 日程第 2、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、12 番村田定議員、13 番黒澤茂樹議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（林利幸） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林利幸） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日

1 日に決定いたしました。

日程第 4 副議長の選挙

○議長（林利幸） 日程第 4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（林利幸） ご異議がありますので、選挙は投票で行います。

議場の出入りを閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員数は 19 名です。

次に、立会人を指名いたします。立会人に、14 番中野正剛議員、15 番長崎任男議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙の配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行ないます。議会事務局が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

（議員氏名の点呼・投票）

投票漏れはありませんか。

(なしの声)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。14 番中野正剛議員、15 番長崎任男議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数 19 票

有効投票 18 票

無効投票 1 票

有効投票のうち、

菅森照雄議員 13 票

角井英明議員 4 票

小川隆史議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 5 票です。したがって、菅森照雄議員が副議長に当選されました。

議場の出入りの閉鎖を解きます。

(議場の開場)

ただいま副議長に当選されました菅森議員がこの議場におられますので、当選の告知をします。

それでは、菅森副議長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○副議長(菅森照雄) 多賀町議会の菅森でございます。このたび、議員の皆様方のご推挙によりまして、副議長の要職に就かせていただくことになり、この上なく光栄と存じますとともに、その責任の重大さに痛感いたしておる次第でございます。

幸いにいたしまして、優れた林議長のもと、この広域行政組合議会が公正、

円滑に運営されますよう、及ばずながら誠心誠意、努力いたしたいと存じます。

どうか皆様方の絶大なるご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(林利幸) ありがとうございました。

日程第 5 議案第 5 号から議案第 9 号まで上程(管理者提案説明、質疑ならびに一般質問、討論、採決)

○議長(林利幸) 日程第 5、議案第 5 号から議案第 9 号までを一括議題といたします。

職員に議案を朗読していただきます。

[鈴木議会事務局副主幹朗読]

○議長(林利幸) 提案者の説明を求めます。

管理者。

○管理者(和田裕行) それでは、今定例会に上程しました各議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第 5 号 令和 5 年度(2023 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについての概要につきましてご説明させていただきます。

各市町の財政状況が大変厳しい中、予算の執行には十分留意し可能な限り経費の節減に努めてまいりました。その結果としまして、予算総額 3 億

8,687万7千円に対しまして、歳入決算額3億9,147万967円、歳出決算額3億7,526万4,792円で歳入歳出差引額1,620万6,175円となり、実質収支額も同額の1,620万6,175円となりました。

なお、本決算に関しましては、去る7月19日に広域行政組合の監査委員による決算審査を実施し、「決算にかかる調書等については、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係諸帳簿および証拠書類と符合しており、計数は正確で適正に表示されているものと認めた。」との審査意見をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

続きまして、議案第6号 令和6年度(2024年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)の概要につきまして、ご説明いたします。

当初予算である歳入歳出予算総額4億785万円から補正額154万4千円を減額し、予算総額を4億630万6千円とするものです。

補正する主な理由としましては、本年4月1日付け人事異動に伴い職員体制に変更が生じたことから、現在の職員体制による予算とするため、補正するものでございます。以上が補正予算(第1号)の概要でございます。

続きまして、議案第7号から議案第9号まで 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての概要につきまして、ご説明いたします。

お手元の議案書では、別添としまして各委員の略歴をお付けしておりますが、当組合公平委員会委員の選任につきまして、議会の同意をお願いするものであります。現在の公平委員会委員の方々につきましては、本年10月31日をもって地方公務員法第9条の2第10項の規定による4年間の任期が満了することになります。したがって、本年11月以降の委員の選任につきまして、議会の同意をお願いするものであります。

以上、今定例会に上程します議案の概要になります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長(林利幸) 次に、各議案に対する質疑ならびに一般質問を行います。

発言の通告書が3名の方々から提出されておりますので、順次発言を許します。

その順位は、17番瀧すみ江議員、5番角井英明議員、8番今村恵美子議員とします。

なお、質疑ならびに一般質問は、一問一答形式でお願いします。

17番瀧すみ江議員。

○17番(瀧すみ江) 私は質疑のみを行いますので、よろしくお願いします。

大項目1 議案第5号 令和5年度(2023年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて。中項目1 歳出 2 衛生費 2 保健衛生費 1 斎場管理費。細項目1 14 工事請負費

のフェンス、カーブミラー設置工事 80 万 6 千円について詳しい説明を求めます。

○議長（林利幸） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（金田信一） 工事請負費のフェンス、カーブミラー設置工事 80 万 6 千円についてお答えいたします。本工事は、紫雲苑敷地内において急な崖や見通しが悪い箇所等の危険箇所を整備することにより、事故の防止を図ることを目的としております。

工事内容としましては、高さ 90 cm のネットフェンスを入口門の横の駐車場から正面玄関前駐車場あたりにかけて総延長 58m 設置しております。また、動物受付が建物の裏側にあり、正面玄関前駐車場を通る際に建物で見通しが悪いため、正面玄関前駐車場の突き当たりにカーブミラーを 1 基設置しております。以上です。

○議長（林利幸） 瀧議員。

○17 番（瀧すみ江） ありがとうございました。今のことについて再質問をさせていただきます。この工事することによって、今言われた安全面とかについてクリアできたのか、今後まだ他にもしていく必要があるのかどうかについて答弁をお願いします。

○議長（林利幸） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（金田信一） 本工事におきまして駐車場危険箇所のフェンスは全て囲うことができましたので、これで駐車場に関しては最終の工事と考えております。

○議長（林利幸） 瀧議員。

○17 番（瀧すみ江） それでは、次の中項目 2 歳出 2 衛生費 3 清掃費 2 塵芥処理費について。細項目 1 12 委託料の中継基地周辺地下水等検査委託 40 万 7 千円について、どのような内容の検査を行ったのか、検査結果に問題はなかったのかについて説明を求めます。

○議長（林利幸） 小八木中継基地場長。

○小八木中継基地場長（山本明彦）

それでは、お答えいたします。中継基地周辺地下水等検査委託業務の検査内容は、小八木中継基地周辺 4 箇所の井戸における水質について、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第 1 のうち、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、全窒素、全リンおよび大腸菌群数の生活環境項目 7 項目を令和 5 年 5 月 12 日と 8 月 8 日に測定しました。

また、悪臭検査については、小八木中継基地敷地境界の臭気濃度を令和 5 年 8 月 8 日に測定しました。

検査結果は、いずれも異常は認められず問題はございませんでした。

○議長（林利幸） 瀧議員。

○17 番（瀧すみ江） それでは、次の中項目 3 に移らせていただきます。歳出 2 衛生費 3 清掃費 3 塵芥焼却場費 12 委託料の新ごみ処理施設整備におけるごみ処理方式選定に係る調査検討委託 660 万円についてで

す。細項目 1 主要な施策の成果および事務報告書の 23、24 ページ、建設推進室の所に記載があるような経過で新ごみ処理施設の方式については調査中ですが、現在公表できる調査結果について説明を求めます。

○議長（林利幸） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平） 現在実施しておりますごみ処理方式の選定に係る追加調査につきましては、先にご案内しましたとおり、好気性発酵乾燥方式の費用削減と固形燃料需要先の担保、この 2 点を中心に調査を進めているところでございます。

まず、費用削減の取組につきましては、プラントメーカーへアンケート調査を実施し、さらにその回答内容について何度もメーカーとヒアリングや意見交換を重ね検討を行いました。現在、その結果を踏まえて最終的な数値の取りまとめを行っており、現時点ではまだ公表できる段階ではありませんが現状の手ごたえとしましては、前回調査で特に懸念事項であったランニングコストについて大幅に削減できそうな見込みでございます。

また、固形燃料の需要先担保の取組につきましては、昨年度に圏域内の企業に対して好気性発酵乾燥方式で生成される R D F の利活用を提案し、その市場性を調査したところ興味を示していただいた企業がいくつかあり、R D F の市場性はゼロではないことを確認しました。

現在、さらに県内の R P F 製造業者

に対して R P F の原料として組合の R D F またはフラフをご利用いただくことについて協議を行っており、官民連携して固形燃料を作ることで長期的な需要の確保を見込めるのではないかと考えているところです。

○議長（林利幸） 瀧議員。

○17 番（瀧すみ江） それでは細項目 2 調査内容の中に検討している処理方式を 5 パターン挙げていますが、焼却方式と好気性発酵乾燥方式の 2 パターン以外の処理方式に決定する可能性についての見解を求めます。

○議長（林利幸） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平） まず、現在検討しています 5 パターンについてご説明いたしますと、好気性発酵乾燥方式によるごみ燃料化で固形燃料を作るものまたはその原料となるフラフを作るもの。そして、ストーカ式の焼却方式、メタン発酵と焼却を組み合わせたコンバインド方式。さらに、これらのいずれの方式においても施設建設費が高額で現時点で財政的に捻出できないといった場合に備えて中継施設を整備し民間の処理施設へ外部搬出するものとなっております。

これらの中でメタン発酵と焼却のコンバインド方式について補足説明いたしますと、この方式は主に生ごみなどの有機性廃棄物をメタン発酵施設で処理し、その過程で発生するメタンガスを利用してバイオガス発電を行うとともにメタン発酵に適さないごみやメタン発酵施設での発酵残渣

を焼却炉で処理し、こちらでも熱回収を行うという方式です。

いずれの方式におきましても、現在、管理者会議での議論を始めたばかりですので焼却方式または好気性発酵乾燥方式以外の方式に決定するかの可能性について、現時点でお答えすることはできませんが、メタン発酵と焼却のコンバインド方式において国の循環型社会形成推進交付金の交付率が良いことを考慮しても施設建設費用がなお高額となりそうな見通しでありますことから、課題が大きいと感じているところです。

○議長（林利幸） 瀧議員。

○17番（瀧すみ江） 今の答弁に対して再質問をさせていただきます。私の考えを含めてさせていただきます。今の段階では可能性については不透明だということですが、前の質問のときは好気性発酵乾燥方式の方に重点を置かれているような答弁でした。でも、検討されている好気性発酵乾燥方式の事業費は高額で、その上ごみ処理段階ではCO₂の排出は少ないものの、形成された固形燃料が燃やされる段階でCO₂が排出されること。出来上がった固形燃料の引取先の見込みが見い出せるような答弁をされていたけれども、リバーセンターなどを見ても全国に引取先を探しておられます。そのような県外に搬出しておられる状態でいくつかの懸念材料があります。できるだけごみを分別して減量化することが必要です。

プラスチック類、古紙類は分別してリサイクルに回すとともに、生ごみを適切に処理し資源化することができれば、最終処分されるごみは本当に少なくなりますし、CO₂を削減させ地球温暖化を止める取組に貢献することになります。

このようなことから言えば、先ほどもお話に出ておりましたけれども、検討している処理方式の中ではメタン発酵と熱回収施設とリサイクル施設がこれからの環境問題を考えれば適切ではないかと考えるわけですが、こちらの方も同じ重きを置いて検討し、今後の環境問題を見据えた選択を求めますので、これに対する見解を再度求めて質問を終わります。

○議長（林利幸） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平） 答弁させていただきますとおりに、7月から管理者会議において組合の中での検討、議論を始めているところでございます。その中でパターン4のメタン発酵と焼却のコンバインド方式ですが、瀧議員がおっしゃられましたCO₂の削減という観点でも当然比較をしております。ただ、CO₂削減という観点で申し上げますと、やはりメタン発酵と焼却施設は燃やすという工程がございますことから、好気性発酵乾燥方式の処理方式と比べると好気性発酵乾燥方式の方が断然CO₂の削減という意味では効果があると考えております。

その中で費用的なところというの

も比較のポイントとなっておりますので、そのあたり先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、コンバインド方式は建設費用が高くなりそうで、交付金を考慮した場合でも高くなってきそうな見通しを持っているところでございます。

いずれにしても、好気性発酵乾燥方式につきましては、固形燃料の需要先の部分は議員がおっしゃっておりますように大きなポイントと認識をしておりますので慎重に議論を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（林利幸） 次に、5番角井英明議員。

○5番（角井英明） 大項目1 ごみ処理方式の選定に係る調査検討業務の中に「パターン4 メタン発酵＋焼却方式（ストーカ式）」が追加されたことについて質問します。8月9日の全員協議会では、生ごみを使ったメタン発酵＋焼却方式はエネルギー回収率が高いうえに交付金の条件も良いので検討に加えたという説明だったと理解しました。好気性発酵乾燥方式は、生ごみを燃やさずに有効活用するやり方で、この点、両者は共通します。

好気性発酵乾燥方式を取り入れた三豊市の横山市長は、ごみは資源であると考えていた人でした。一方、メタン発酵を取り入れている福岡県大木町は、多くの水分を含む生ごみは従来、燃やせば済むというやり方でしたが、そこから脱却しようと2002年までは

し尿、浄化槽汚泥は海洋投棄していたそうですが、廃棄物処理法が改正されて海洋投棄ができなくなり、それを契機にし尿、浄化槽汚泥を使ったメタン発酵を取り入れました。生ごみを資源化する点は共通していますが、好気性発酵乾燥方式とメタン発酵＋焼却方式の相違点についてお聞きします。

中項目1 好気性発酵乾燥方式とメタン発酵＋焼却方式の相違点について。細項目1 エネルギー回収率からみた両者の相違点は。

全員協議会ではメタン発酵＋焼却方式がエネルギー回収率に優れているとのことでしたが、エネルギー回収率からみた両者の相違点を教えてください。

○議長（林利幸） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平） 好気性発酵乾燥方式およびメタン発酵と焼却のコンバインド方式のエネルギー回収率の相違点につきましては、国の循環型社会形成推進交付金の交付要件を参考にご説明させていただきます。

まず、好気性発酵乾燥方式の交付要件につきましては、発電効率または熱回収率が20%以上の固形燃料利用施設へ持ち込むことが条件となっていることから、最低でも20%以上のエネルギー回収率を前提とされているところです。

一方、メタン発酵と焼却のコンバインド方式は、メタン発酵施設で14%程度。焼却施設は施設規模により異なり

ますが、当組合の施設規模で16.5%となっておりまので、好気性発酵乾燥方式の方がエネルギー回収率が良いと考えております。

さらに、好気性発酵乾燥方式の場合、製紙工場等の産業用ボイラー施設での燃料利用を想定した場合には、発電に加えて蒸気や温水など多岐にわたる熱利用が可能ですので、そういった面でも、ごみそのものが持つエネルギーをより有効に活用できるものと考えております。

○議長（林利幸） 角井議員。

○5番（角井英明） 細項目2です。CO₂の削減からみた両者の相違点は。両者とも燃やさない処理方式ですが、CO₂の削減面からみた相違点を教えてください。

○議長（林利幸） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平） CO₂の削減からみた両者の相違点につきましては、ごみ処理施設の中でごみを燃やす工程があるメタン発酵と焼却のコンバインド方式に対し、好気性発酵乾燥方式は、いわゆる燃やさない方式でございます。

また、好気性発酵乾燥方式の場合は、生成した燃料を化石燃料の代替燃料として利用することもあり、好気性発酵乾燥方式の方がCO₂の削減に大きく寄与するものと考えております。

○議長（林利幸） 角井議員。

○5番（角井英明） 先ほどの瀧議員の質問と関連するんですけど、CO₂の削減面からみたらコンバインド方

式より好気性発酵乾燥方式の方がCO₂の削減ができるという答弁だったと思うんですが、固形燃料にして需要先に入れたらそこで燃やすのですから、それも考えるとメタン発酵＋焼却方式よりCO₂の削減面で優れているとは言えないのではないかと思いますのですが、そこらへんの客観的な数値とかがあるのでしょうか。

○議長（林利幸） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平） 前回調査でもお示しをさせていただいたところでございますけれども、前回調査におきましては、コンバインド方式というところではなくて焼却方式と好気性発酵乾燥方式をCO₂の削減効果で比べたという部分ですけれども、好気性発酵乾燥方式で出来る固形燃料につきましては、化石燃料の代替として利用していくということでございますので、石炭などの化石燃料を燃やす部分のCO₂と比べたときに、当然、その代替として例えばRDFやRPFを利用するということでの削減効果を含めて試算をしておりますのでそういった意味でいいますと、コンバインド方式よりも好気性発酵乾燥方式の方がCO₂の削減効果は高いというふうに考えているところでございます。

○議長（林利幸） 角井議員。

○5番（角井英明） 再質問ですが、CO₂の削減が好気性発酵乾燥方式の方が高いとなれば、この方式もコンバインド方式と同じくらい国は循環

型社会形成推進交付金を出さなくてはいけないと思うのですが、そうではないですよ。コンバインド方式の方が交付率も高いですし、その点はどうか考えたらいいのでしょうか。国のことかもしれないですけど教えてください。

○議長（林利幸） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平） 今、議員がおっしゃっていただいた部分は、まさにその通りだと私どもとしても思っているところでございます。例えば国の方で出されております廃棄物処理施設整備計画がございますけれども、こちらの中でCO₂削減という部分につきましては、最新の計画においては重要なポイントに置かれております。その中では、焼却施設であれば300トン以上の大規模な施設を建設することを基本指針として置いておかれ、当組合のような300トン以上の規模が難しい地域においては、メタン発酵の施設を組み入れたり私どものようなごみ燃料化の施設というように、地域の特性に応じた廃棄物系のバイオマスの利活用を推奨されているかたちになっております。

そういった意味で申しますと、交付金の交付率をみたとき、メタン発酵と焼却のコンバインド方式と同等の支援、交付率があってもよいのではないかと考えているところでございますし、今後そういったことも要望してまいりたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○議長（林利幸） 角井議員。

○5番（角井英明） 中項目2 好気性発酵乾燥方式とメタン発酵＋焼却方式の今後の可能性、発展性について。
細項目1 両者の今後の可能性、発展性は。三豊市に続く好気性発酵乾燥方式を採用する自治体が出てきていません。当組合の調査検討で判明したように予想以上の事業費の高さ、固形燃料の受入先の確保等、様々な課題で二の足を踏んでいるのでしょうか。

一方、環境省のホームページを見るとメタンガス化施設は全国で42施設あり、国もCO₂を増やさないカーボンニュートラルの面で後押しをしています。

両者の今後の可能性や発展性についての見解を教えてください。

○議長（林利幸） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平） 令和5年6月30日に国で閣議決定された廃棄物処理施設整備計画におきましては、焼却による熱回収施設を整備する場合にはエネルギー利活用の観点から日量300トン以上の施設の大規模化を推奨されており、当組合のようにその規模での大規模化が難しい地域においては、燃料化やメタン発酵など地域の特性に応じて効果的なエネルギー回収技術の導入を検討するよう求められています。そのため、好気性発酵乾燥方式およびメタン発酵と焼却のコンバインド方式のいずれにつきましても、今後、国の支援が拡充さ

れる可能性は十分にあると考えておりますし、導入実績が増えてくると技術面での発展も期待できるところでございます。

なお、好気性発酵乾燥方式につきましては、三豊市に続く施設として四国地方の3つの自治体が既に導入を決定されており、現在、施設建設に向けた検討を進められております。

また、メタン発酵と焼却のコンバインド方式につきましては、全国で少なくとも6つの施設がこのコンバインド方式で整備されているところでございます。

○議長（林利幸） 角井議員。

○5番（角井英明） ありがとうございます。これからの世代に持続可能な環境を残すのは、私たちの責任です。ごみを削減して燃やさずに資源化する。そのことが大切ですし、建設費や維持管理費も処理方式をみる大きな要素だと思います。はじめに述べた人口1万4千人の福岡県大木町は人口10万人未満の自治体の中でリサイクル率が60%以上と全国で6番目に高く、このことで毎年約3千万円の予算の削減をしています。その結果、町民の中に燃やすごみを減らすことは、家計を助けることになるという基本が生まれていると聞いています。視察した三豊市でも分別に力を入れているということでしたが、生ごみとプラスチックを一緒にごみとして出すという回収方法は、ごみの削減面から見るとどうなのでしょう。大木町は燃や

せば済むからの脱却でしたが、好気性発酵乾燥方式はごみとして出せば済むになる可能性があるのではないのでしょうか。なぜなら生ごみと汚れたプラスチックを一緒に出すからです。大木町のように生ごみは生ごみとして処理する方が、ごみを削減するという面でこれからの処理方式としてふさわしいと考えますが、見解をお願いします。

○議長（林利幸） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平） 生ごみも含めた市町での収集区分につきましては、一次的には1市4町の各市町でご検討いただくという部分でございますけれども、当然、新施設の整備という部分と深く関わってまいりますことになります。

例えば容器包装プラスチックについて4町も彦根市と同じようなかたちで収集区分を変更する予定をしておりますけれども、現時点で生ごみを分別収集する方針は聞いておりませんので、施設整備に当たりましては、そういった前提での検討はしていないところでございます。

○議長（林利幸） 続いて、8番今村恵美子議員。

○8番（今村恵美子） それでは、質疑と一般質問をやりたいと思います。まず、質疑の方で大項目1 議案第5号 令和5年度(2023年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算について。中項目1 歳入 分担金及び負担金について。細項目1 各

運営費に係る市町負担金の計算式、根拠はということでお尋ねします。

○議長（林利幸） 総務課長。

○総務課長（高橋大） 各管理運営経費に係る市町負担金の計算式、根拠につきましては、斎場管理分、投棄場管理分、建設推進室分に分けて均等割 20%、人口割 80%。また、中継施設管理分につきましては、均等割 18%、人口割 30%、利用割 52%の割合で計算しております。

なお、令和 5 年度の根拠数値として、人口については令和 2 年の国勢調査人口を利用割に用いる不燃ごみ搬出量は令和 3 年 10 月から令和 4 年 9 月の実績を用いております。

また、これらの計算方法および割合についての根拠につきましては、彦根愛知犬上広域行政組合規約および彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例でそれぞれ規定されております。以上です。

○議長（林利幸） 今村議員。

○8 番（今村恵美子） 今、課長の方から答弁がありましたけれども、彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例の第 1 条には、「彦根愛知犬上広域行政組合規約 第 12 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの条例で定める負担金の割合は、均等割を 20%とし、人口割を 80%とする。」と書かれているのですが、これから我が国はずっと人口減少社会が続いていくわけですよ。私は、1 市 4 町の当組合の運営経費を 100%人口割で計算する方が、

彦根に住んでいたなら 1 人当たりの負担金は少なく、町に住めば 1 人当たりの負担金は上がる。これって非常に不公平な条例規約だと思うのですが、そういった面で、この問題は長らく改善すべきじゃないかと提案してきていますが、当組合において、このような均等割、人口割の設定をし続ける原因は何なんでしょう。それを説明してください。

○議長（林利幸） 総務課長。

○総務課長（高橋大） 当組合が均等割を採用している理由につきましては、構成市町の人口規模や利用状況に関わらず対等平等に負担すべき基礎的な経費が発生することや構成市町が等しく事業に参加していることを踏まえれば、社会通念上は適正であると解釈しており、一概に人口のみをもって負担金を算出するものではないと考えております。

○議長（林利幸） 今村議員。

○8 番（今村恵美子） 再々質問です。今、基礎的な部分を応分の負担割合にして、これが社会通念上問題あるとは考えないという答弁をお聞きしましたが、でも、よく考えてください。人口の多い自治体とその規模が 10 分の 1 程の自治体と基礎的な部分といたって、この広域行政組合というのは広域にして関係市町の住民間のごみ行政または火葬業務などを効率よく行い、負担を減らしていこうということで出発している組合だと思うんです。そういうことを考えたら、全部の

事業費が基礎的な部分となるわけじゃないですか。だからその辺の認識が私はおかしいと思うんです。なかには彦根市から町の方に引っ越してくる方もいる。また、町から彦根市に行く方もいる。そういった観点に立てば、この管内にいる住民全体が広域行政組合の行政サービスを受けるわけです。そんなことを考えられませんか。

○議長（林利幸） 総務課長。

○総務課長（高橋大） やはり各市町が等しく事業に参加していることを踏まえれば、人口規模に関わりなく均等に負担すべき経費が発生すると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（林利幸） 今村議員。

○8番（今村恵美子） 次にいきます。細項目2 同一サービス、同一負担の原則から逸脱していないかと質疑をさせていただきたいと思います。我が国の最高法規は憲法です。それを受けて地方自治法ならびに広域行政組合の条例や規則も上位法を優先にその範囲で規則などが作られると思うのですが、こういったことを考えると、この組合は彦根市には非常にサービスが良くて4町に対しては負担が重いという負担金の仕組みになっていることが、憲法からしても逸脱してるんじゃないかなと思うんですけど、どうお考えになりますか。

○議長（林利幸） 総務課長。

○総務課長（高橋大） 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、当広域行政

組合の管理運営経費に係る市町負担金の計算につきましては、均等割、人口割および利用割により算出することとなっております。

なお、これらの算出方法等を決定する過程ならびに各年度の予算編成過程におきまして、当広域行政組合議会や構成市町での議論、合意を経て執行されておりておりますので、一概に同一サービス、同一負担により市町負担金を算出するものではないと考えております。

○議長（林利幸） 今村議員。

○8番（今村恵美子） 見解が全然違うというのが分かりました。けれども、これから広域行政組合のあり方が本当に問われてくる時代だと思うんですよ。我が国の人口減少は、国の無策によりどんどん進んでいます。当組合においても、人口が減ればごみも減るし紫雲苑の火葬業務も減るんですよ。彦根市も当然、人口減少がくると思いますけど、より少なくなるところの負担が大きくなるというのは、国の施策でもナショナルミニマムといって、どこに住んでいようが国民は全て同じ行政サービスを受けられる。これは憲法の基本だと思うんですよ。基本的人権に関わる問題ですし、生存権に関わる問題だと思うのですが、こういったことで、今の当組合の負担割合を変更していく、管内の全ての住民に対して公平平等にしていく、こういったお考えの検討はされませんか。

○議長（林利幸） 総務課長。

○総務課長（高橋大） 議員ご指摘のとおり、均等割を採用することで市町負担金につきましては、人口規模が小さい自治体ほど人口1人当たりの負担金が高くなることは認識しております。しかしながら、これまで議会でも答弁しておりますとおり、均等割の採用につきましては、構成市町の人口規模や利用状況に関わらず対等平等に負担すべき経費が発生していることや構成市町が等しく事業に参加していることを踏まえれば、社会通念上適正であると認識しております。

また、同一サービス、同一負担につきましてご質問いただいておりますが、サービスを受ける際、施設を利用する際の負担金、使用料につきましては、斎場に係るものについては斎場の設置および管理に関する条例、小八木中継基地に係るものについては一般廃棄物中継施設の設置および管理に関する条例において、それぞれ使用料の負担額が定められており、斎場の利用に係る使用料について一部管外の者の利用料が異なりますが管内住民であれば同一サービス、同一負担となっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（林利幸） 今村議員。

○8番（今村恵美子） 料金等は広域行政組合でやっている事業だから当たり前じゃないですか。私が言いたいのは、ごみ処理施設の整備に係る部分は均等割を時期的に少しずつ減らすということが書いてありますけれど

も、基本的にそういう発想はやめるべきじゃないかなと思っているところです。今日はそういう点で見解が全然違いますので、次の質問にいきます。

中項目2 歳出 斎場管理費の残骨灰処理委託についてでございます。細項目1 業務委託の入札方法の理由と落札金額の根拠を説明してください。

○議長（林利幸） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（金田信一） 残骨灰処理委託業務の入札方法の理由と落札金額の根拠についてお答えします。

残骨灰処理委託業務の入札方法については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号および彦根愛知犬上広域行政組合契約規則第19条第1項により、予定価格が50万以下であるため随意契約とし彦根市の入札参加資格者名簿より15者へ見積依頼しております。

なお、委託要件として運搬した全ての残骨灰を処理することができ、最終供養地が紫雲苑から半径100km以内であることとし、また、令和5年度より処理過程で生じる有価物、金、銀、プラチナ、パラジウムは売却して指定する口座に入金することとしております。

落札金額の根拠については、15者へ見積依頼をしましたところ8者が1円での見積りであり、くじ引きにより落札者を決定しております。

○議長（林利幸） 今村議員。

○8番（今村恵美子） 先日、紫雲苑

にお伺いして、場長に現場の説明をしていただきました。私が思うのは、彦根愛知犬上広域行政組合に契約規則がありますけれど、基本的には随意契約におきましても予定価格の設定、当組合が発注する契約ですから、そういうことをすると。それにも関わらず、やらない場合というのがただし書きでありましたけれども、50万円以下の仕事だから見積りは予定価格の提示もしない。15者の見積業者も見積書を持ってくるわけでしょ。それで落札金額がたった1円。よく国でされていた談合のケースですよ。今回、有価物の売却益 350 万円が組合に入ってきたと決算に書いてあるんですけど、これって本来は非常に問題があるんじゃないでしょうか。業者が1円で年に4回処理するところに持って行って、灰の中の有価物を分別して換金する業務の委託を受けているわけじゃないですか。これは民間である以上、赤字のボランティアでするわけがないんですよ。広域行政組合は随意契約が多いですけど、やはり見積りにしてもその中身は、正確さと公金でやる事業ですから慎重な対応が必要だと思いますが、その点についてはどうお考えですか。

○議長（林利幸） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（金田信一） 1円での見積りについてですが、残骨灰には金、銀、プラチナ、パラジウムの他に棺に使われています釘類などの鉄や台車の耐久性を持続させるために使用し

ている石灰のような台車保護剤などがあります。関係業者に聞きますと、これらのものも売却できること、また、他の自治体への参入実績の確保のために1円で請け負っているという話を聞いております。

入札についてですが、現状は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号等により随意契約で彦根市の入札参加資格者名簿の中から見積依頼をしておりますが、一般競争入札を行うことで広く公募をして公正に入札を行うことができ、要件を満たしている業者は全て応札ができます。しかし、残骨灰処理業務は火葬された故人の尊厳を尊重することを第一としておりまして、丁重に残骨灰を扱うことを前提として考えております。これらのことをふまえると、ある程度の条件を付ける必要もあると考えておりますが、今後、より良い業者選定方法について一般競争入札も含めて検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（林利幸） 今村議員。

○8番（今村恵美子） 今の場長の説明は、随意契約の見積りを彦根市の業者に出してもらっているみたいな言い方をされたのですが、当組合が発注する委託業務それから物品購入、整備されようとしている新ごみ処理施設とかの大型工事とかいろんなものがありますけれど、基本は彦根愛知犬上広域行政組合管内の業者の中で平等に指名なり見積参加をやっていかないと、これははっきりと言って、業者

談合の温床になるし、また、そういう入札が繰り返されれば入札担当職員との癒着も世間ではよく出てくる問題としてありますよね。やはり公金を使って仕事を委託するわけですから、もっと中身の透明性を図って業者に対して公平、対等に機会を与える。こうした中身の改善をしていかないといけないとつくづく思うんです。先ほどの答弁で検討していくということですが、これは最低制限価格がないから1円でいけるんですよ。それこそおかしいなと思いますし、検討していただきたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（林利幸） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（金田信一） 今村議員がおっしゃられたことも含めまして、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（林利幸） 今村議員。

○8番（今村恵美子） 続きまして、大項目2 人口減少社会における公共施設のあり方について、および地球温暖化対策、CO₂削減の推進について。中項目1 人口減少社会における公共施設のあり方について。細項目1 新ごみ処理施設整備に係る後年度負担をいかに減らすのかというのが、今回の新しい整備に係る当組合にかかっている大きな課題だと思うんですが、この件について説明をお願いします。

○議長（林利幸） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平） 現在実施しているごみ処理方式の選定に係る追加調査におきましては、議員ご指

摘の将来に渡る負担をいかに減らすのかという観点で各パターンをライフサイクルコストで比較することとしており、その結果を踏まえて組合の方針を決定してまいりたいと考えております。

また、検討に当たりましては、今後の人口減少やごみ量の減少など、社会の変化を十分に想定した上で、当圏域に適したごみ処理方式および施設規模を決定してまいります。

○議長（林利幸） 今村議員。

○8番（今村恵美子） 一般的なお話でしたけど、当組合において後年度負担、これは先ほど国の交付金も多少あてにするという話をしておられましたけど、やはり日本は人口減少社会となって、これから人数がどんどん減っていくわけじゃないですか。こうしたときにみんなが利用できる公共施設を建てるにしても、最大限、後年度負担を減らす方向で施設の整備を考えていくのが当たり前だと思うんですけど、そういった面でいろんな指標をみて今後の検討に入れていくという一般的な答弁でしたけど、1市4町の今後10年後の人口減少状況をどういうふうに判断されているんですか。

○議長（林利幸） 今村議員に申し上げます。少し内容が外れてきておりますので、内容を整理して発言していただくか、次の質問に移ってください。

○8番（今村恵美子） 人口減少問題を言っているんです。だから当組合の分析状況ぐらいはしゃべれるんじゃない

ないの。国の人口問題研究所で指標は一応出ているわけですから、組合にどういう影響があるのかぐらいは話せるでしょ。

○議長（林利幸） 管理者。

○管理者（和田裕行） 人口減少でいえば彦根は持ちこたえております。何とか転入等でギリギリ持ちこたえているところです。町の方では多賀町さんがだいぶ頑張って維持されておられますし、甲良町さんは減ってきているかなと認識はしています。

質問していただいている当圏域の人口減少社会は、私も非常に重要であると考えております。それも含めてさっき答弁ありましたように、この焼却方式について検討しております。単純なストーカ方式ですとその時に要求される規模の施設が当然必要になりますので、例えばごみが減ったあるいは人口が減少したときには、ごみを買わないといけなくなる。これは本当です。だからそういうことのないように、いろんな方式を検討しているということは申し上げておきたいと思えます。

大事なことなので時間を取らせて言わせてもらいますが、先ほどからも答弁である内容ですが、閣議決定されているんです。300トン以下は基本的に燃やす方式をつくらさないという。我々の圏域で300トン集めることは、ほぼ無理です。2区全部足すくらいの規模になのかな。それぐらいを1箇所を集めるとなると、今度は運搬の費用が高くなり、これはほぼ無理です。

閣議決定されているのは、先ほど角井議員もおっしゃっていただいたように、メタン発酵や燃料化方式、これを国の方が進めるようにと。ちょっと環境省が遅れていて、メタンの方が優遇措置がついていて、まだ実例が少ないということもありますが、これはしっかりと今も要望しておりますし、必ず交付金2分の1を目指して取っていききたいというふうに思っています。

それと遡って申し訳ないのですが、人口減少のことで人口割100%にするべきだといわれるんですが、4町と彦根市は対等なんです。町として存続しているんです。全部が僕らの税金で彦根市が運用していたら、それはおっしゃる通りなんです。我々は総務省が決定して割り当てている一定の交付金があるんです。町もごみをしなさいよとか、いろんなのをしなさいよ。その中からご負担いただかないと、全部各市町で人口割しようということでしたら、例えば彦根市立病院は彦根市だけで運営させてもらっています。あるいは今後、上水道、下水道がありますが、技師不足となって今度我々が中心となってやっていきます。そういったところで広域で中心となって定住自立圏もそうなんですけど、やらせていただいています。そこで合理的な額として今回20%というのを出させていただいているので、なんでもかんでも100%ということでしたら国のやり方から変えていかないと無理なん

です。各町が存続しているじゃないですか。それに対して国が半分くらい交付金を出してるんです。町の割合の方が多いんです。そういった中から均等割を出しているの、なんでもかんでも人口割というのはちょっとできないというのはご理解いただきたいと思います。見直すべきだというなら、是非、条例を議員提案で出していただいて、また広域の議会で議論いただければと思いますけれども、1市4町の関係はそんな単純じゃないというのだけ分かってください。納得いただけないとは思いますが。

人口に関しては、ものすごく危機感を持っているので、どれだけごみの減量を見込んで施設をつくったとしても足りなくなります。足りなくなると、空で燃やすことができないので、ごみを買うこととなる。この事態を避けたいと思って検討しています。これが一番ごみ処理に関しての人口問題に対する回答だと僕は思います。

○議長（林利幸） 今村議員。

○8番（今村恵美子） 地方交付税には、ごみ処理業務とか交付金の算定基準があり、市町同等に基準に沿っておりてきているという管理者の説明は分かっています。しかし、広域行政組合という組織の中でやる運営費、こういった問題は別の問題だと私は考えております。

次に細項目2 新施設の長寿命化の展望、これについて説明を求めます。

○議長（林利幸） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平） 先ほどご紹介させていただきました国の廃棄物処理施設整備計画では、施設の整備に当たっては、その費用が財政を圧迫することがないように長寿命化、延命化を含めた維持管理や計画的かつ合理的な施設整備を行うよう求められています。当組合の新施設におきましても、供用開始後には適正に施設の維持管理を行い、計画的に設備更新するなど、できるだけ長期間にわたり安定的に運営してまいりたいと考えております。

○議長（林利幸） 今村議員。

○8番（今村恵美子） 公共施設の延命化、長寿命化というのは、国も地方もどこでも叫ばれていることなんです。国の交付金のやり方というのは最新鋭の大型プラントを入れたら交付金の割合を2分の1にするとか、いろんなことを各地方自治体、行政組合にちらつかせているわけですけど、現実的にはそういう大きな施設をつくれば、ランニングコストが跳ね上がるのはごく当たり前のことだと思うんです。火葬場を大きくした紫雲苑でも令和5年度決算の修繕費2,300万円は大きいですね。ですから長寿命化の展望というのは、お金をかけず使い続けられる施設が私は必要だと考えておりますが、その点についてどう思っておられますか。

○議長（林利幸） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平） 繰り返しの答弁になりますけれども、新施設

供用開始後には議員がおっしゃるように適正に施設の維持管理を行い、計画的に設備更新するなど、できるだけ長期間に安価で安定的に運営していきたいというところでございます。

○議長（林利幸） 今村議員。

○8番（今村恵美子） 次に移ります。中項目2 地球温暖化対策、CO₂削減の推進について。細項目1 ごみの減量化が1市4町で重要な問題だと思うんです。先ほど管理者が、「ごみが足りなくなったらごみを買うことになる。」と言われましたが、そんな施設は要らないんです。やっぱりごみの減量化に耐えうる施設、最終的にごみをなくしていける施設。こういったことでCO₂を減らしていくことについてどう思っておられますか。

○議長（林利幸） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平） ごみの減量化における1市4町の将来見通しにつきましては、1市4町で策定されております彦根愛知犬上地域一般廃棄物ごみ処理基本計画におきまして、2031年度（令和13年度）に2019年度（令和元年度）のごみ量実績値から15%減量するという目標が示されております。各市町におかれましては、現在、目標達成に向けてごみの減量に取り組まれており、当組合におきましても、その目標数値を基に施設の規模および費用の算定を進めているところです。

○議長（林利幸） 今村議員。

○8番（今村恵美子） 政府はパリ協

定でCO₂の削減目標を2030年度に2013年度比マイナス26%としておりますが、当組合においてはごみ行政からのCO₂の排出を2030年に1市4町で15%の削減を実現するという目標なんです。国が国際協約に署名していますが、これで十分にいけるというふうに判断されているのでしょうか。

○議長（林利幸） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平） 今ほどご答弁申し上げましたのは、CO₂の排出量ではございません。ごみの減量目標というところでございます。ごみの減量目標としまして2031年度には2019年度から比べて15%減量するという目標を立てられているものでございます。

○議長（林利幸） 今村議員。

○8番（今村恵美子） だからごみの15%減量で日本が世界に向かって協定に準じた2030年の26%CO₂削減に国として公共部門のごみ行政なんかそういった問題で、このくらいの規模でいいというのを政府の方から全体公共事業からいくら削減するかの割合もあると思うんですけれども、当組合の業務では何%くらいを削減できるということで15%の削減とか、目安や目標は言われているんでしょう。そのへんを教えてください。

○議長（林利幸） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平） 当組合の新ごみ処理施設の建設という部分で取り組んでおりますのは、当然ごみ量が減ってきますと一般的には当然

ＣＯ２の排出という部分でも減ってくるというふうに考えられると思います。ＣＯ２の削減というのは、少しでも進めていきたいという思いの中で、今、処理方式の検討におきましてＣＯ２、温室効果ガスの排出量というところの項目も各パターンによる違いを比較検討しているところでございます。そういったところは重要なポイントというふうに考えておりますので慎重に検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（林利幸） 今村議員。

○８番（今村恵美子） 次に行きます。細項目２ 住民参加型で民主的な１市４町管内の住民さんを含めた民主的な検討を新ごみ処理施設でも何回頓挫したか分からない話ですが、そういう中で将来に禍根を残さないためには、広く管内の人たちの知識やご意見を伺う、こういった民主的な新ごみ処理施設の参加型の検討をしていたきたいと思っておりますが、これについてどう思われますか。

○議長（林利幸） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平） 現在実施している追加調査の結果を受けて、１０月中に施設整備に係る当組合の方針を決定し組合議員の皆様にご報告させていただくことを予定しております。その後、各市町の議会に持ち帰ってご議論いただくことや、施設整備基本計画の改定の際に議決を図ること等により、民主的検討がされるものであると考えております。

また、具体的な施設整備に当たる際には、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備連絡協議会で建設候補地や周辺住民の代表者に直接参画をいただきながら事業を進めることを考えております。

○議長（林利幸） 今村議員。

○８番（今村恵美子） １０月１日に当組合の方から施設整備方針結果の説明をするというお話ですけど、組合議会で説明するだけではなく、私はそういう検討を始めることについても臨時議会を開いて各議員の意見を聞き、地域の中で決定したことに対する説明会を１市４町それぞれにやっていく。また、パブリックコメントとかいろいろありますけれど、やっぱり見えるかたちで住民参加型にしていくことが、今後の広域行政組合の仕事が住民の皆さんに喜んでいただける業務になっていくんじゃないかなと思うんですけれども、そういう実施の検討はされませんか。

○議長（林利幸） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平） 組合の方針を今回お伝えさせていただく全員協議会としましては、議員がおっしゃられた１０月１日ではなくて１０月３１日を予定しているところでございます。その報告と言いますのは、あくまでも組合の方針をお伝えするということになりますので、当然そのまま事業を進めていく上では、予算案というかたちで上程をさせていただいて議会の方からお認めいただくという

ような流れになってまいります。その中で直接的に住民の皆様にはパブリックコメントであったりというところは、現時点では考えておりません。以上です。

○議長（林利幸） 今村議員。

○8番（今村恵美子） これが最後ですが、やっぱりこの広域行政組合の業務というのは、非常に住民の皆さんに生活の中で必要な部分を担っていただいているんです。だからこそ管内の各市町の住民さんに理解してもらって喜んでもらえる業務にしていくというのが、一番議員も執行部の皆様も考えていかななくてはならないことだと思います。全員協議会はただ聞きっぱなしみたいなものですから、臨時議会で傍聴できるようにして各地域で説明会の開催を是非やるべきだと思います。こういったことの検討を求めまして、私の質問を終わります。

○議長（林利幸） 以上で事前通告があった質疑ならびに一般質問が終了しました。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林利幸） 質疑なしと認めます。

これにて、議案第1号から議案第4号に対する質疑ならびに一般質問を終結いたします。

次に、議案第5号から議案第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○議長（林利幸） これより討論を行います。

今村議員。

○8番（今村恵美子） 令和5年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定に対しまして、反対討論を行います。

当組合負担金に関する条例また組合規約にある負担金、均等割20%、人口割80%は、非常に不公平なものです。我が国は法治国家であり国の最高法規は憲法です。憲法11条。法の下での平等。憲法13条、国民は全て幸福を追求する権利がある。また、憲法25条、生存権、国民の社会保障を受ける権利を明記しています。そして、憲法97条には、国は全ての国民の基本的人権の保障をしなければならないと、こういった憲法を基にして地方自治法なり当組合の条例規約が決められています。ですから、1市4町の全ての住民に平等なサービス、公平な負担に改善すべきだと考えます。

そして2点目は、当組合の業務委託の随意契約の在り方、この問題は今後、検討、改善されるということですが、広域行政組合は関係する市町の住民の皆さんから本当に見えにくいところでは、この業務は全て公金で賄われているわけです。皆さんの血税です。それで透明性を高め、不正入札があるようなやり方はやめていくべきです。地方自治法には、最小の経費で最大の行政サービスの実現を

行っていくことが公共部門の事業では基本で、1丁目1番地の問題なんです。そういった面で、令和5年度(2023年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算については、甚だ問題がありますので、改善を求め反対をいたします。

○議長（林利幸） これより採決を行います。

ただいま議題となっております各議案のうち、議案第5号 令和5年度(2023年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについてを原案のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林利幸） ご着席ください。起立多数であります。

よって、議案第5号 令和5年度(2023年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについては、原案のとおり認定されました。

次に、議案第6号 令和6年度(2024年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林利幸） ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第6号 令和6年度(2024年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)は、原案

のとおり可決されました。

次に、議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを原案のとおり同意を与えることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林利幸） ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、議案第8号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを原案のとおり同意を与えることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林利幸） ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第8号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、議案第9号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを原案のとおり同意を与えることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林利幸） ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第9号 彦根愛知犬上
広域行政組合公平委員会委員の選任
につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意を与えることに決
しました。

以上をもちまして、今定例会に付議
されました議案は、全て議了いたしま
した。

これをもちまして、令和6年8月彦
根愛知犬上広域行政組合定例会を閉
会いたします。

午後3時41分閉会

会議録署名議員

議 長 林 利 幸

議 員 村 田 定

議 員 黒 澤 茂 樹

全 員 協 議 会
(8 月 2 1 日)

令和 6 年 8 月 21 日(水曜日)

午後 1 時 58 分開会

○議長(林利幸) 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

定例会の開会前にお時間をいただき、本日の定例会の欠席者につきまして、事務局より報告をお願いします。

議会事務局長。

○議会事務局長(牛澤史幸) 失礼いたします。副管理者であります寺本甲良町長より欠席届が提出されておりますので、ご報告させていただきます。以上でございます。

○議長(林利幸) 次に、定例会の開会に当たり管理者より挨拶をお願いいたします。

管理者。

○管理者(和田裕行) 皆さん、こんにちは。それでは、令和 6 年 8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、残暑厳しい中また、公私なにかとご多用の中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

平素より当組合の管理運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、今定例会では、令和 5 年度(2023 年度)彦根愛知犬上広域行政組

合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることおよび令和 6 年度(2024 年度)一般会計補正予算(第 1 号)ならびに公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての各議案を提案させていただきますので、何とぞ慎重なご審議の上、適切なご議決またはご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長(林利幸) ありがとうございます。ました。

午後 2 時 00 分閉会